

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月28日 18時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸第1区メリケン波止場 神戸メリケンパークオリエンタルホテル灯台から真方位014°630m付近 (概位 北緯34°41.1′ 東経135°11.4′)
事故の概要	パイロットボートあんじんは、着棧作業中、係留中のパイロットボートないかいに衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A パイロットボート あんじん、19トン 273-13467兵庫、内海交通株式会社 B パイロットボート ないかい、18トン 273-11312兵庫、内海交通株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に曲損 B 船尾部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、着棧作業中、船長Aが、船首方に係留中のB船との距離が約2mとなったところで、前進行きあしが止まらないので、後進の位置としたつもりでいた主機の操縦レバーが微速力前進の位置となっていることに気付き、主機の操縦レバーを後進の位置としたが、間に合わず、B船に衝突した。 B船は、無人で係留中、A船が衝突した。
分析	A船は、着棧作業中、船長Aが、主機の操縦レバーを後進の位置としたつもりで、微速力前進の位置に同レバーが入っていることに気付かずに着棧作業を続けたことから、前進行きあしを止めることができず、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、無人で係留中、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、着棧作業中、船長Aが、主機の操縦レバーを後進の位置としたつもりで、微速力前進の位置に同レバーが入っていることに気付かずに着棧作業を続けたため、前進行きあしを止めることができず、B船に衝突したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 着棧作業中は、行きあしが過大にならないよう主機の操縦レバーや速力計を目視で確認するとともに、操作時には指差呼称すること。</li></ul>
--------------	--